

奈良県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、忍海土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	高橋 豊	葛城市忍海二九八
〃	西家 典英	〃 二〇一―二
〃	瀬戸 一雅	〃 二九九―一
〃	仲田 勝昭	〃 三〇九
〃	山本 義彦	〃 四一二
監事	仲田 智彦	〃 三六四
〃	羽端 実	〃 六九一―

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	高橋 豊	葛城市忍海二九八
〃	西家 典英	〃 二〇一―二
〃	瀬戸 一雅	〃 二九九―一
〃	仲田 勝昭	〃 三〇九
〃	仲田 智彦	〃 三六四
監事	山本 義彦	〃 四一二
〃	羽端 実	〃 六九一―